

佐賀県告示第332号

振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域(平成4年佐賀県告示第403号)の一部を次のように改正する。

平成27年7月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第402号。以下「指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートル以内の区域</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所</p> <p>ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち<u>患者の収容施設を有するもの</u></p> <p>エ・オ 略</p>	<p>振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第402号。以下「指定告示」という。)により第1種区域として定められた区域の全域及び指定告示により第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定告示に係る図面において青で着色して示す区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートル以内の区域</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所</p> <p>ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち<u>患者を入院させるための施設を有するもの</u></p> <p>エ・オ 略</p> <p>カ <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>